（別紙２）

他の中小企業者の経営の承継を行うため、
当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること
（経営承継要件）

１　経営の承継を行うために取得する資産

株式等	・	事業用資産等

２　１で選択した資産を承継することが、他の中小企業者の経営の承継を行うために不可欠である理由

３　１で選択した資産を承継することが確実であると見込まれる理由

（留意事項）

本認定とは別に、金融機関による金融上の審査がある。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第五条　独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の二**　機構の行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～七　［略］ 八　機構法第十五条第一項第九号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十九条、第四十一条、第四十七条、第五十八条及び第七十二条第一項に規定する業務に関する事項 九～十八　［略］ 十九　機構法第十五条第一項第二十二号に規定する商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号。）第十条に規定する業務に関する事項 二十～二十五　［略］ （施行令第三条第一項第一号イの経済産業省令で定める基準） **第二十六条**　施行令第三条第一項第一号イの経済産業省令で定める基準のうち経営革新に係るものについては、次のとおりとする。 一　中小企業等経営強化法第十五条第二項に規定する承認経営革新計画に従って共同で事業を行う者の数が四人以上であること。	（業務方法書の記載事項） **第一条の二**　機構の行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～七　［略］ 八　機構法第十五条第一項第九号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十三条、第三十五条、第四十一条及び第五十四条第一項に規定する業務に関する事項 九～十八　［略］ 十九　機構法第十五条第一項第二十二号に規定する商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号。以下「小規模事業者支援促進法」という。）第二十一条に規定する業務に関する事項 二十～二十五　［略］ （施行令第三条第一項第一号イの経済産業省令で定める基準） **第二十六条**　施行令第三条第一項第一号イの経済産業省令で定める基準のうち経営革新に係るものについては、次のとおりとする。 一　中小企業等経営強化法第九条第二項に規定する承認経営革新計画に従って共同で事業を行う者の数が四人以上であること。